令和９年度岐阜県立海津特別支援学校高等部入学者募集要項

岐阜県立海津特別支援学校
海津市平田町今尾３８８５－２
ＴＥＬ ０５８４（６６）２８８８
ＦＡＸ ０５８４（６５）１０３１

１　募集する学科、学年及び入学定員

部	課　　程	学　科	学　　年	入　学　定　員
高等部	全日制の課程	普通科	第１学年	おって、県教育委員会において決定する。

２　出願者の資格

出願者は、次の(1)及び(2)に該当する者であること。

(1) 知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

(2) 次のいずれか一に該当する者

ア　中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和９年３月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ　学校教育法施行規則第９５条各号のいずれかに該当する者

３　出願

(1) 入学願書等の提出

ア　出願者は、本校所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４㎝・横３㎝）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。

なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあっては、７に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ　在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に本校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第３号様式又は別記第４号様式を選択して使用するものとする。令和９年３月卒業見込者に関する第３学年の記録は、令和９年１月２９日（金）現在で記入する。

ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(2) 出願の期間

令和　　９年２月３日（水）から２月５日（金）まで。受付は、毎日午前９時から午後４時までとする。

(3) 出願場所

〒５０３－０３２１　海津市平田町今尾３８８５－２
岐阜県立海津特別支援学校

(4) 出願先学校の変更

ア　出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。

イ　変更期間は、令和９年２月８日（月）の１日とし、受付は、午前９時から午後４時までとする。

ウ　出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ｱ) 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

(ｲ) 在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第５号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ｳ) 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4　検査等の実施

(1) 検査等の期日　　令和９年２月１０日（水）

(2) 検査場　　岐阜県立海津特別支援学校

(3) 検査内容　　検査Ａ・・・国語・数学、受検生個別面接
検査Ｂ・・・国語・数学、受検生個別面接
検査Ｃ・・・発達・行動検査
※検査Ａ（国語・数学）の出題範囲は中学校３年生までとする。
検査Ｂ（国語・数学）の出題範囲は中学校１年生までとする。

(4) 検査対象　　検査Ａ　肢体不自由または病弱者で本校の教育課程ＡまたはＢで学習する者
検査Ｂ　療育手帳Ｂ１又はＢ２を所有する者
検査Ｃ　療育手帳Ａ１又はＡ２を所有する者
※但し、検査Ｂまたは検査Ｃについては、本人及び保護者の希望により変更可能とする。

(5) 日程

<table>
<tr><th>検査
時間</th><th>検査Ａ</th><th>検査Ｂ</th><th>検査Ｃ</th></tr>
<tr><td>９：００～　９：２０</td><td colspan="3">受　　付（特別教室棟１Ｆ）</td></tr>
<tr><td>９：２０～　９：２５</td><td colspan="3">日程説明等事務連絡（各検査会場）</td></tr>
<tr><td>９：３５～１０：１５</td><td>国語</td><td>国語</td><td rowspan="3">発達・行動検査</td></tr>
<tr><td>１０：３０～１１：１０</td><td>数学</td><td>数学</td></tr>
<tr><td>１１：２５～１２：１５</td><td>個別面接</td><td>個別面接</td></tr>
</table>

(6) 検査当日の持ち物
受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規）、上靴

(7) 留意点
原則、保護者及び中学校関係者は校舎内には立ち入れない。

5　入学者の選考方法
提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6　合格者の発表
令和９年２月１８日（木）午前９時に合格者の受検番号を掲示し発表する。また、在学（出身）学校長に合否の結果を通知する。

7　県外からの出願
他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が本校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）を本校の校長に提出し、その承認書（別記第２号様式）を入学願書に添えなければならない。

8　特別な事由による検査等
出願者のうち、検査等の期日に受検できなかった場合は、令和９年３月２６日（金）までに、検査を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、校長が定める。

9　その他

(1) 入学希望者は、事前に保護者と共に教育相談を受けること。

(2) 検査当日、欠席、遅刻するときは、在学（出身）中学校から、本校に午前８時２０分までに電話連絡すること。

(3) 合格発表当日、午前９時２０分から合格者説明会を実施するので、合格者は受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

(4) 入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点の情報提供については、検査当日に説明する。